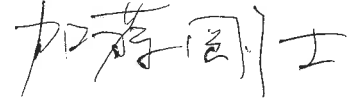


名寄地区衛生施設事務組合条例第3号

名寄地区衛生施設事務組合証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月17日

名寄地区衛生施設事務組合管理者



名寄地区衛生施設事務組合証紙条例の一部を改正する条例

名寄地区衛生施設事務組合証紙条例（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「、90円、375円、470円、940円及び2,350円」を「、120円、490円、615円、1,230円及び3,075円」に改める。

第7条中「又は他の証紙と」を「、又は他の証紙と」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。